

必要書類チェックリスト

出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金 (同時申請時)

申請書

- 育児休業給付受給資格確認票・出生時休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
※出生時育児休業給付金の支給申請は、受給資格確認と同時にを行う必要があります。
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

添付書類

育児休業取得者が用意するもの

- 育児の事実、出産予定日及び出生日を確認できるもの
母子健康手帳（出生届出済証明のページ・分娩予定日が記載されたページ）
住民票（続柄未省略のもの）・医師の診断書など ※写し可
- 受給資格確認票の【申請者氏名】欄の記名（同意書がある場合、【申請について同意済み】の記載でも可）
- 出生後休業支援給付金についての確認書類（別紙参照）
- 【手書きで申請書を作成している場合】**
- 通帳またはキャッシュカードの写し（本人名義、旧姓不可）

事業主が用意するもの

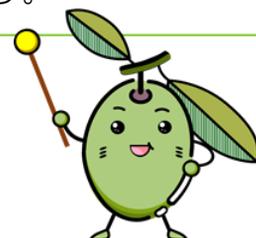
- 休業開始時賃金月額証明書に記載したものが、全て確認できる賃金台帳と出勤簿
※写し可
※在職している期間で11日以上の方が12ヶ月ない場合は前職の離職票-2が必要です。
- 支給申請期間の賃金台帳と出勤簿 ※写し可 または育児休業に係る賃金証明書
- 育児休業申出書（育児休業開始日・子の生年月日または予定日が記載されているもの）※写し可

申請期間について

- ①子の誕生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から申請可能です。
※ただし出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合にはその翌日から申請可
2回目の出生時育児休業をした場合はその終了日翌日から申請可能です。
- ②休業期間を対象とする賃金支払日以降に当該休業期間を含む賃金台帳などと併せて提出してください。
- 申請期限は申請開始日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日までです。

お問い合わせ先（各事業所所在地管轄の公共職業安定所）

高松	087-869-8609	さぬき	0879-52-2595
丸亀	0877-21-8609	東かがわ	0879-25-3167
坂出	0877-46-5545	土庄	0879-62-1411
観音寺	0875-25-4521		



香川労働局公式キャラクター
オリビィ

■ 配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類

<p>配偶者が雇用保険被保険者である場合</p>	<p>・世帯全員について記載された住民票（統柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの</p> <p>※ 支給申請書の「配偶者の被保険者番号」欄を記載してください。（ハローワークにおいて、記載された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。）</p>
<p>配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）の場合</p>	<p>①世帯全員について記載された住民票（統柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び</p> <p>②育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写し、または、育児休業手当金の支給決定通知書の写しなど、配偶者の育児休業の取得期間を確認できるもの</p> <p>※ 支給申請書の「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記載してください。</p>

■ 「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していることが確認できる書類

※ 被保険者の配偶者が子を出産している場合（被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合）は、被保険者の配偶者が子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」のいずれかに該当することから、**母子健康手帳（出生届出済証明のページ）または医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）（いずれも写し可）**を提出すれば、下表に記載の確認書類を省略することができます。ただし、支給申請書の「配偶者の状態」欄には下表の該当する番号を記載してください。

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	<p>① 戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（統柄あり）の写し または</p> <p>②被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）</p>
配偶者が行方不明（配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。）	1	<p>① 世帯全員について記載された住民票（統柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び</p> <p>② 配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したものの、または、罹災証明書</p>
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの。住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との統柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（統柄あり）の写しでも可。）
配偶者から暴力を受け、別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか
配偶者が無業者	4	<p>① 世帯全員について記載された住民票（統柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び</p> <p>② 配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため）</p> <p>※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。</p> <p>※ 配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。</p>
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	5	<p>① 世帯全員について記載された住民票（統柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び</p> <p>② 配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため）</p> <p>※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）も必要です。</p>
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳（出生届出済証明のページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない	7	<p>① 世帯全員について記載された住民票（統柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び</p> <p>② 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書（21頁参照）及び申告書に記載された必要書類。</p>